

特集

だから、造形教育

第3回

新学習指導要領を読む — Part 1

いつまでも、これからも

「新」という言葉には、人を引きつける何かがあるようだ。「新商品」と聞けば、ついつい手に取ってみたいくなる。「なるほど」と、うなずけるものもあれば、今までのものとさほど変わっていないものまである。作り手の「新」に託された思いが受け手に伝わらないことさえある。また、万年筆のように、使い慣れた古いものに愛着を持ってしまうこともある。

しかし、教育の現場では、そうも言ってはられない。古いものがよいからと言って、その指導に固執してしまうことはできないのである。

時代や世界の変化によって、教育の内容が変更されていくことは教育の宿命である。

世界の先進国に見られるように、知的生産社会の中で、求められる理想の青年像は、知識の量や技能の速さより、その持てる知識や技能をどのように使うかの思考力、判断力、表現力、想像力、社会の変化に応じて学び続ける学習力を身につけた姿であろう。

義務教育の段階の学力を実践的な能力「生きる力」とするならば、我々が携わる造形教育の中にこそ、その本質があると再認識する必要がある。

世界で、義務教育に図画工作・美術の授業をしている国が少ないとって失望することはない。図画工作・美術の授業が存続していることは、実践的な能力を育てる教育の本質を今までも我が国は大切にしてきた証になるだろう。

「学力の世界標準」が示されることは、何も学力競争を意味するものではない。子どもの成長の本質を忘れず、造形教育を充実させること、文化へのまなざしや世界と交流する力を新しい指導の基準として確立することで、新しい時代の入り口に立つ子どもたちが育つと信じている。

これからも学習することの楽しさを体感し、心を揺さぶられる「知」との出会いを保証することが大切である。

学習指導要領・小学校「図画工作」改訂告示を受けて

～ 座談会：新学習指導要領への期待と今後の取り組み ～

〈司会〉藤澤 英昭(千葉大学)

坂本 晶(千葉大学教育学部附属小学校)

平田 耕介(東京都墨田区立押上小学校)

本間 基史(東京都新宿区立落合第六小学校)

■ 図画工作教育の現状について

藤澤 新学期初めの忙しい時期にお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、「図画工作の新学習指導要領への期待と今後の取り組み」というテーマで、これからお話いただきたいと思います。

ご承知のとおり、国際的な学力比較の問題が過熱さみにとらえられています。そういう中で学習指導要領が改訂されたので、多少のバイアスがかかったのではないかと感じています。

ただ、実際には、図画工作は現状の時間数を確保しましたし、依然として子どもの期待が大きい教科であることには変わりはないと思われま

す。その辺を、現場におられる先生方から、今の図画工作の状況はどのようになっているかというお話を、最初にしていただければと思います。

本間 私は今、全学年が単学級の学校で、1～6年生までの図画工作の時間を持っています。

もちろん、子どもたちは図工の時間を非常に楽しみにしています。例えば、学校行事や私が出張などで授業がつぶれたら、大変残念がります。

また、私が「学校だより」などで「いろいろな材料があったら、ご協力をお願いします」と言っているからかもしれませんが、「先生、こんな材料があるんですけど」と、いろいろな材料を保護者の方から提供していただいたりしています。

それから、校内展とか区の展覧会とかに子どもの作品を出品したときも、非常に関心が高いです。

つい最近で印象的だったことは、展覧会に来た保護者の方が、私と同じぐらいの年代の方ですが、「今の図工の時間というのは、自分のつくりたいものを表現できるんですね。私たちのときと違うんですね」とおっしゃってくださいました。

このように、作品を見て、保護者の方がそのようにとらえてくれるということは、関心も高く、見る目も高いなというふうに思いました。

平田 子どもたちは本当に図工の時間が好きです。この間の「造形遊び」のとき、子どもたちが「担任の先生に見せたい」と言うので、担任の先生に見てもらおうと、子どもたちが余りにも生き生きとしているので、「私の授業では見たことがない顔をしている」と言われてしまったんです。

そんな力も図工の時間の中にはあるんだなと思って、私もおかえてびっくりしてしまいました。

だから、こういう時間が図工の授業の中では流れているということを、学校内部にも保護者にも伝えていかなければならないと思いました。

また、東京都図画工作研究会の教育課程検討委員会で、昨年度、図工の教員の意識調査を実施しました。そうすると、東京都の場合は専科制で、1週間の持ち時間が増加傾向にあり、午前も午後も授業を持つという方がかなり増えてきていることがわかりました。

ただ、子どもたちの授業時間数自体は減っていて、高学年の子どもからは「図工の時間が少ない」と言われています。私自身も、高学年でも図工の時間を多くしたいと思う一方で、持ち時間が多くなってきて、物理的に追いつかなくなっているというジレンマが、課題としてあるのかなと思っています。その辺は考えていかなければならないと感じているところです。

坂本 本校でも、特別支援をする必要がある子どもがいるんですが、その子と材料の葉っぱ集めをしていたときに、「先生、図工というのはご飯を食べるみたいにおもしろいね」と言ってもらえたことがあり、ジーンときたことがあります。

私は、4～6年生までの専科として担当してい



平田耕介先生

完全に接続していて、「共通事項」は同じような軸で見えていくというときに、9年間の子どもの育ちがこれで見えるでしょう、ということですね。そうすると、これはすごい大見えを切ったことになり

ますよね。

平田 そんな感じですよ。

■鑑賞のあり方について

藤澤 ところで、「B鑑賞」のほうで気がついたことはいかがでしょうか。

本間 「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2の(5)ところで、今までは「美術館を利用」だったのが、「連携」という言葉も入ったということですね。

「利用」というと、ただ美術館に行くだけという感じだったんですが、「連携」というのは、もっと幅広い、「地域との連携」とか「社会との連携」という感じで、美術館とも連携を図っていきましょうということ、これは大切な言葉だと思っています。

私の学校は新宿にあって、東京オペラシティのアートギャラリーが近いんです。校内展を前回やったとき、そのキュレーターの方に校内展に来てもらって、子どもの作品でキュレーションをしていただいたことがあるんです。

このように、ただ行くだけでなく、そういう美術館の学芸員の方と連携を図りながらいろんな活動をしたりすることも、図工・美術を広めていくために大切なことだと思っています。

坂本 そうですね。「連携」というと、そこに関係する人たちと教員がつながるというイメージが持てますね。「利用」だと、施設を使うだけという感じがしますよね。

藤澤 美術館のほうでも、教育・普及を専門とする学芸員さんも育ってきていますよね。

こういう方向を打ち出して10数年たつんですが、今までの美術館というのは、かみ砕いてありがたい絵を見せてやる、というような姿勢だったんですが、美術館のほうも、子どもの実態とか小学校の学習指導要領も読んだ上で対応しようという姿勢に変わってきたと思います。

そういう中から、「連携」ということが可能になる下地ができてきたのかという気がしますね。

ただ、私の感じとしては、この「B鑑賞」というのは「造形体験」と言ったほうが通りがいいような内容だと思うんです。

子どもは、人と出会う、作品に出会う、材料に出会う、ということすべてが「造形の体験」なわけですが、今までは作品に出会うことだけを取り出していたと思うんです。

しかし、いろんな出会いをしながら子どもは伸びていくわけだから、そのトータルのものを言葉上では「鑑賞」と言おう、ということになったわけで、領域名としては仕方がないかもしれませんが、理解としては、「造形体験」としたほうがいいんじゃないかという気がするんですが。

坂本 そうですね。人が絵をかいたり、ものをつくったりしているところを子どもに見せるのはとてもおもしろいと思っています。

でき上がったものだけを見ると、どのようにしてでき上がってきたのかというプロセスでの苦労とか、どんな道具を使ったのかということがわからなくて、結果だけがそこにあるわけですが、子

どもにもその過程を見せることで、自分の身近に感じられるようになるんじゃないかと思っています。

本間 私は昨年度から低学年を持ったんですが、1年生なんか、材料集めで校庭の葉っぱを集めることにすると、本当に真剣に集めるんですね。そして、ただ単に色や形で探すのではなく、「この葉っぱのこの部分の色がいいんだよね」とか、「先生、これはいい赤でしょう?」とか、「この葉っぱはいい形でしょう?」というように、低学年でもすごく材料にこだわっているんですよ。

これは、つまり、ここでいう「鑑賞」であって、子どもの中にはそういうものが自然にあって、子どもの言葉で物事のとりえ方とか見方というのは、そういう活動をするによって自然に出てくるんだなということを感じました。

坂本 自分の子どもの話で恐縮ですが、5年生の息子は、小さいころから石を拾ってくるのが趣味で、洗濯をするとズボンの中から石がいろいろ出てくるんです。

それがまだ止まらないので、箱に詰めて、並べ

[事前授業での手紙]
こんな絵あったよ!カード
4年1組のみんなへ

その「1枚の絵」は、深い海の底? 宇宙? それとも夜空? 何だか不思議なところに入り込んだようでした。
なぜかという、黒なのか青なのか? こんな色なのか? う〜ん…、ことばではうまく言えないですが、全体に暗い感じがしています。そこには何かが右から左へヒュー〜! ドスン! と飛んでいったように見えます。白や黄色などさまざまな明るい光の線が飛び散って、右がわには大きな水けむりのようなもの? も見えます。

平田先生より

[手紙を読んでイメージしていた作品]



●平田先生の実践:「こんな絵あったよ」(4年)

てみたんですが、でたらめに拾ってきているのではなく、好みの石というものがあることがわかったんです。滑らかな形で、寒色系の石が多く、並べてみると、きれいだなと思うようになったんです。



坂本 晶先生

そういうときにも、今の「鑑賞」の力というものが働いていたのかなと、今お話を伺っているうちにそう思いました。

藤澤 だから、そういうふうにと考えると、確かに、学習指導要領の書き方としては「造形遊び」というものがあり、「絵や立体」というものがあるんですが、子どもの活動が、今は「B鑑賞」だねとか、「A表現」だよね、ということではなくて、その辺は一体になって動いていますよね。

ですから、学習指導要領の主旨をよく理解した上で、一度これらを完全に溶かし込んでしまったほうが良いと思うんです。

今までのお話を聞いていると、一生懸命やろうという先生方にとっては、今回の学習指導要領は少なくともブレーキにはなっていないし、発進する勇気を与えてくれるようなものになっていると思います。

それでは、今までの学習指導要領ではできなかったけれども、今度の学習指導要領では、こんなことができるかな、ということで、何かおもしろいこと、魅力的なことを実践しようとお考えでしたら、ご紹介していただきたいと思います。

平田 美術館の話が今出ましたが、墨田区は東京都現代美術館が近いので、そこに年1回連れて行っています。

前任校では6年生を連れていったんですが、今度は4年生にしました。

そうすると、美術館そのものが全く初めての子どもも多かったので、少しモチベーションを上げるために、学芸員の方と相談をして、ある絵について感じたことを手紙の形にして、それを授業の中で読んで聞かせて、「どんな絵があるんだろうね」、「こんな絵があるかもしれない」ということで、子どもたちにそれを想像してかかせたんです。



●本間先生の実践:「秋を見つけて」(1年、落ち葉拾いの活動から)

美術館に行く前に、みんなの絵を全部はって見ると、「同じ手紙なのに、かいているものが全然違う」ということがわかって、いろいろな考え方があるんだなということを感じてから、美術館に行ったわけです。

それで、藤澤先生が今おっしゃったように、「鑑賞」というのは、見るだけでなく、感じたり見たりしたことで自分でつくり変えられるということが、自分がしゃべってみることで気がつくということが、「鑑賞」につながるのかなというふうに思いました。

藤澤 私が気になっていたことで、平田先生からいいヒントをいただきました。

確かに、思考力、表現力、判断力というものが「生きる力」のコアになる力だというわけですが、当然、思考力というものが深まったり広がったりするときには、どうしても言語的なことを媒介にするわけだから、しゃべったり書いたりという行為が出てくるわけですね。

ただ感じればよいということも成り立つかもしれませんが、そうではなく、その深まりというのは、自分で一度しゃべって、自分の考え方を外に出してみてもう一度自分の中に入れてみて、というキャッチボールの中で深まっていくわけですね。

ですから、言語化するという行為をどのように考えたらいのかと思っていたんですが、今の実践は非常におもしろいなと感じました。

本間 これは前任校での話ですが、東京オペラシティで、現代美術の抽象作品の展覧会があったときに、キュレーターの方々とボランティアの方々が、子どもたちを少人数のグループに分けて連れて歩いてくださったんです。

青い四角がたくさん並んでいるような作品を見て、お互いに感想を話し合ったのですが、ある子どもは「水の中で温かい感じがした」とか、「冷たく、寂しい感じがする」というように、お互いに語り合うことで、いろいろな見方ができるんだということ、子どもたち同士で感じることもできたわけです。

ですから、お互いに語ることによって、とらえ方の違いというものを、自然な形で学ぶことができたわけです。一方的にこうだということではなく、人によってもものとのとらえ方はそれぞれ違うんだということは、「鑑賞」の授業の中では大事なことだと思っています。

藤澤 美術館の連携ということといえば、お二人の先生方のように、恵まれた環境の中にない学校がたくさんありますよね。

しかし、「美術館など」となっていて、資料館はもちろん、農業の人たちが農閑期にお祭用のいろいろなものをつくるか、いろいろなことが含まれているわけですね。だから、それぞれの地域でいろいろな生かし方があると思うんです。

■ 今後の取り組みに向けて

藤澤 ところで、学習指導要領は10年ごとに慣例として書きかえられているわけですが、「共通事項」というものを、小学校も中学校も、本当の意味での図画工作・美術で担う資質や能力の骨格なのだという打ち出したわけです。

ただ、そこで培われた力が、社会全体にも了解されるということに向けて、これから10年間、実践を積み上げていかなければならないという気がしています。そこで、今後の積み上げというか、「共通事項」をどんな形で見ていくかということ

などについて、お気づきの点があればお話をしたいと思っています。

本間 先を考えると、「共通事項」じゃないんですが、この図画工作・美術を通して自分を表現できるんだ、ということが大事だと思います。つまり、作品を通して、一人一人の子どもが見えてくるというような実践が大切だと思います。

そうすると、そのことによって、保護者の方も自分の子どもの姿が作品を通して見えてきますし、その子らしさが出るということが一番大事だと思います。そのためには、自分の感覚とか自分らしさが出るような題材や実践、授業の組み立てというものを大切にしていかなければならないと思っています。

私は昨年、学校を異動したんですが、最初のうちは子どもの名前と作品が一致しないことが多かったんです。そこで、学期末に、その子が座っている机の上にその子がつくった作品を全部並べてみたんです。そうすると、その子らしさというのが、平面であれ立体であれ、また、色の特徴とかタッチとか、一人一人が見えてきました。ですから、そういう実践ができるようにしていかなければならないと思いました。

平田 いろいろな題材を子どもたちと一緒に体験していくということがまず一つあります。

それから、作品を全部掲示したいと思っています。というのは、子どもによっては、同じ題材の中でも感じ方が違うと、こっちの意図と違う表現が出る場合がありますよね。

そういうときに、授業をやっているときには、「この子はどこまで行ってしまったのか」ということで、「どうしようか」と考えることもあるんですが、日を改めて全員の作品を張ってみると、全部が一つの授業の作品という感じになっているんですね。

そこで、「何だ、この絵は」ということで批判が出たりしたときに、「授業の中で、この題材では色や形をどう考えているか」というところに重きを置いていたので、今回はこういう作品でしたが、それを張りました」というように説明します。

また、その絵だけを見てその子どもを評価するのではなく、いろいろな題材をやることによって、子どもは違う表現をすることもできるので、こちら

としては、ストライクゾーンを広くして、授業の計画を立てていかなければならないと思います。

そうすることによって、「題材主義」であるとか「作品主義」であることにまだ固執している人たちにも、「そういうことではないですよ」と言えるのではないかと考えています。

藤澤 平田先生のようにストライクゾーンを結構広く持っている先生でも、実際の授業の中では、「この子はどこまで行ってしまったのか」というふうになることもあるんですね。

子どものエネルギーというか、子どもは「走りながら」つくっていますから、とんでもない方向に走って行って、こちらが受けそこなうこともあるんじゃないかと思うんです。

だから、ストライクゾーンの狭い先生だと、そういう子どもがみんな落ちてしまうわけですが、平田先生でもそういう感じを持つことがあるというのは、とてもおもしろいですね。

坂本 その子らしさとか、ストライクゾーンの広い題材というお話がありました。私も、幅広い題材を選ぶことが非常に大事だと思っています。

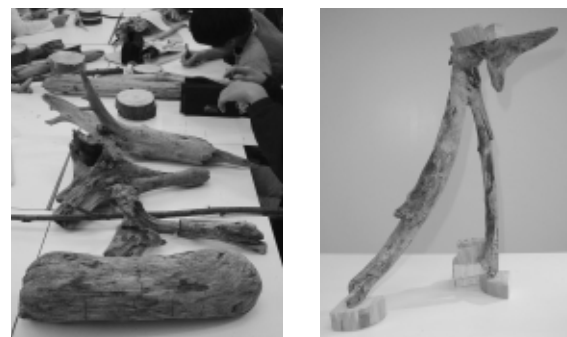
子どもというのは感じ方がそれぞれ違いますし、つくるプロセスも、いろいろ考えてからつくる子もいれば、つくりながら考えて、途中でも平気でそれを壊してしまう子もいます。

ですから、そういういろいろな子どもが楽しめるような題材を考えていく必要があると思います。

それから、プロセスと作品をセットで見ようとして、記録を取ったりすることに夢中になりがちだったんですが、そうではなく、もっと近づいて行って、「どんなことを思って、この色にしたの?」とか、その子の思いをくみ取りながら、発想をお互いに広げていくことも大事なかなということ、今とても感じています。

藤澤 いずれにしても、造形教育というものは、資質や能力の中では根幹になるようなもので、ちょっとおおげさに言うと、「国のありようを決める」という感じもしています。これは、身びいきで言っているのではなく、図画工作・美術に関わる先生方の責任は非常に重いと考えています。

ある意味で期待が非常に大きいという感じがしていますので、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。



●坂本先生の実践:「流木による立体造形」(6年)

学習指導要領・中学校「美術」改訂告示を受けて

東京都町田市立町田第三中学校 永関 和雄

1. はじめに

今回告示された学習指導要領「美術」を見て、最初に言えることは、内容的には大きく変わっていないということである。

全体の構成も「第1 目標」「第2 各学年の目標及び内容」の順に示され、3年間の学習全体を通じて達成する目標と、各学年の目標及び内容で構成されている。各学年の目標及び内容は、今回も第1学年と第2・3学年との二つに分けて示されており、それぞれ「1 目標」「2 内容 A 表現・B鑑賞」から成っている。

まず、この前提に立って、改訂されている点をあげ、これからの時代に求められている美術学習の流れを考えてみたい。

2. 中学校「美術」の主な変更点

第1の変更点は、内容に関する文言上の示し方がこれまでとは異なったことである。この示し方の変化というのは、表現活動及び鑑賞活動において、どのような種類の学習活動であっても共通に必要な能力を〔共通事項〕としてまとめて示すようになったことで、このことが今回の改訂における最も大きな変更点である。

第2の変更点は、これまでは第2・3学年のみに示されていた我が国の美術文化に関する鑑賞指導を第1学年においても指導するようにして充実を図ったことである。

まずはこの2点を主な変更点として押さえた上で、細かな変更点をあげながら学習指導要領で求められている美術教育の方向を探ってみよう。

3. 細かな変更のポイント

教科全体の目標の中に「美術文化についての理解を深め」の文言が入り、第1学年の目標にも「美

術文化に対する関心を高め」の文言が入った。

第1学年の目標の中で、これまでは「深く観察する力、感性」が「見つめ感じ取る力」に、「基礎的技能」が「形や色彩などによる表現の技能」に、「多様な表現方法や造形要素に関心をもち」が「意図に応じて」に、「感じ取る鑑賞」が「味わう鑑賞」になるなど、それぞれ表現が平易で親しみやすくなった。

各学年の「A表現」においては、これまでは「次のことができるよう指導する」としてスケッチ、絵やイラストレーション、彫刻など具体的な表現方法があげられていたが、「発想や構想に関する次の事項を指導する」「技能に関する次の事項を指導する」と、表現から「できるように」の文字が消え、軟らかくなった。

「B鑑賞」においても、「次のことができるよう指導する」が「次の事項を指導する」に改められるとともに、「作品などに対する思いや考えを説明し合うなどして、対象の見方や感じ方を広げる」など、より主体的な鑑賞学習が求められている。

今回から示された〔共通事項〕は、全学年の表現と鑑賞の指導を通して、「形や色彩、材料、光などの性質や、それらがもたらす感情を理解すること」「形や色彩の特徴などを基に、対象のイメージをとらえること」と、美術のどのような学習においても必要となる能力を示している。

4. これからの美術指導に求められること

美術の学習指導要領を読み込むにあたって、それが学習指導要領全体の流れの中で示されていることを常に意識する必要がある。

また、学校教育自体がどのような流れに変わろうとしているのかをしっかりと押さえた上で、どういった美術指導が求められているかを読み取る必要がある。

(1) 主体的な活動への流れ

第1学年の目標の中で、「深く観察する力、感性」が「見つめ感じ取る力」に、また、「多様な表現方法や造形要素に関心をもち」が「形や色彩などによる表現の…意図に応じて」に変更されている。また、「A表現」の中でも、「主題を発想し」が「主題を生み出す」と、より主体的に学習にかかわるような方向性が示されている。

(2) 柔軟な表現方法への流れ

表現に関する記述も、これまで「次のことができるよう指導する」として具体的に示されていた「身近なものを観察し」「スケッチをする」「絵やイラストレーション、彫刻など」が、「次の事項を指導する」と大づかみに記述され、表現の学習で扱わなければならない技法などが柔軟に選択できるようになった。

また、表現の学習を通して発想や構想に関する学習が重視され、「他者の立場に立って、伝えたい内容について分かりやすさや美しさなどを考え、表現の構想を練ること」が新たに示されるなど、自らの発想や構想を基に柔軟に表現できるようになった。

(3) 鑑賞学習重視の流れ

この流れは美術だけのものではなく、学習指導要領全体を通して我が国の伝統文化を理解し、大切にすることも、今改訂の柱の一つである。

美術の学年を超えた「第1 目標」の中には「美術文化についての理解を深め」という文言が示されたのはじめ、これまでは第2・3学年に示されていた「日本及び諸外国の美術の文化遺産などを鑑賞し」といった内容を第1学年にもはっきりと示し、「そのよさや美しさを感じ取り、美術文化に対する関心を高めること」としている。

また、鑑賞の中でも主体的な活動を重視し、作品に対する思いや考えを説明して批評し合う活動を重視し、各学年とも適切かつ十分な授業時数を「確保」するよう示されている。

(4) 道徳の時間などとの関連を図る流れ

道徳を教科の一つとする案は、中央教育審議会において最後まで論議されたこともあり、今回の改訂においては、美術に限らず、すべての教科の中で道徳との関連を図ることが求められている。

美術では「第3 指導計画の作成と内容の取扱

い」の中で、道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、美術科の特質に応じて適切な指導をするよう、新たに示されている。

(5) 言語能力の育成を重視した流れ

この流れも道徳教育と同様、教科を超えた全体の流れから波及したものである。

言うまでもなく、我々の思考は言語を通して行われることが多い。形や色、音、臭い、味などは言語を介さず、感じることもあるが、そのいわば直感的認知も最終的には言語で整理して表現し、記憶することが多いため、言語能力を高めることはすべての教科学習の基本だと言える。

美術の学習でも、例えば鑑賞の活動で作品のどこによさや美しさを感じたのか、どのように感じたのかなどは、言語で整理することによって広がり、深まるものである。今回の改訂の中では、伝えたい内容についてわかりやすさや美しさを考える活動、作品に対する思いや考えを説明したり批評し合ったりする活動などが重視されている。

5. 美術教育の展望

今回の改訂を受けて、美術教育の近未来を展望すると、学習の目標や内容以上に教育体制に不安を感じる。その大きな要因は、選択教科がなくなったことである。選択がなくなっても、必修授業の時数が増えた教科は多いが、美術と音楽、技術・家庭の3教科はこれまでと変わらなかった。このことで、選択がなくなったぶんだけ美術の時間が減少し、今後、美術の授業が非常勤の講師によって行われる学校が増えることになると予測できる。

学校に専任の美術教師がいないことは、行事や校内の美術的環境づくりの面などで大きなマイナスになることは明らかである。学校の美術的な文化の低下は避けられないのではないだろうか。

今回の改訂で包括的に整理された美術によって育てるべき資質や能力を確実に伸ばし、身に付けるためには、日々の授業や美術的な活動の工夫・改善が今まで以上に重要となってくる。今後は、美術館や博物館、地域の人々などと一層連携を強くして美術教育の必要性を広くアピールしていかなければならない。

(ながせき かずお)

■小学校学習指導要領 第2章 第7節 図画工作（平成20年3月28日告示）

第1 目標

表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。

第2 各学年の目標及び内容

| | [第1学年及び第2学年] | [第3学年及び第4学年] |
|---------|--|--|
| 1 目標 | (1) 進んで表したり見たりする態度を育てるとともに、つくりだす喜びを味わうようにする。 (2) 造形活動を楽しみ、豊かな発想をするなどして、体全体の感覚や技能などを働かせるようにする。 (3) 身の回りの作品などから、面白さや楽しさを感じ取るようにする。 | (1) 進んで表現したり鑑賞したりする態度を育てるとともに、つくりだす喜びを味わうようにする。 (2) 材料などから豊かな発想をし、手や体全体を十分に働かせ、表し方を工夫し、造形的な能力を伸ばすようにする。 (3) 身近にある作品などから、よさや面白さを感じ取るようにする。 |
| 2 内容 | <p>(1) 材料を基に造形遊びをする活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 身近な自然物や人工の材料の形や色などを基に思い付いてつくこと。 イ 感覚や気持ちを生かしながら楽しくつくこと。 ウ 並べたり、つないだり、積んだりするなど体全体を働かせてつくこと。</p> | <p>(1) 材料や場所などを基に造形遊びをする活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 身近な材料や場所などを基に発想してつくこと。 イ 新しい形をつくとともに、その形から発想したりみんなで話し合っって考えたりしながらつくこと。 ウ 前学年までの材料や用具についての経験を生かし、組み合わせたり、切ってつないだり、形を変えたりするなどしてつくこと。</p> |
| | <p>(2) 感じたことや想像したことを絵や立体、工作に表す活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 感じたことや想像したことから、表したいことを見付けて表すこと。 イ 好きな色を選んだり、いろいろな形をつくって楽しんだりしながら表すこと。 ウ 身近な材料や扱いやすい用具を手を働かせて使うとともに、表し方を考えて表すこと。</p> | <p>(2) 感じたこと、想像したこと、見たことを絵や立体、工作に表す活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 感じたこと、想像したこと、見たことから、表したいことを見付けて表すこと。 イ 表したいことや用途などを考えながら、形や色、材料などを生かし、計画を立てるなどして表すこと。 ウ 表したいことに合わせて、材料や用具の特徴を生かして使うとともに、表し方を考えて表すこと。</p> |
| | <p>(1) 身の回りの作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 自分たちの作品や身近な材料などを楽しく見ること。 イ 感じたことを話したり、友人の話の聞いたりするなどして、形や色、表し方の面白さ、材料の感じなどに気付くこと。</p> | <p>(1) 身近にある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 自分たちの作品や身近な美術作品や製作の過程などを鑑賞して、よさや面白さを感じ取ること。 イ 感じたことや思ったことを話したり、友人と話合ったりするなどして、いろいろな表し方や材料による感じの違いなどが分かること。</p> |
| 共通事項 | <p>(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 自分の感覚や活動を通して、形や色などをとらえること。 イ 形や色などを基に、自分のイメージをもつこと。</p> | <p>(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 自分の感覚や活動を通して、形や色、組合せなどの感じをとらえること。 イ 形や色などの感じを基に、自分のイメージをもつこと。</p> |

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

| | [第5学年及び第6学年] |
|--|--|
| | <p>(1) 創造的に表現したり鑑賞したりする態度を育てるとともに、つくりだす喜びを味わうようにする。 (2) 材料などの特徴をとらえ、想像力を働かせて発想し、主題の表し方を構想するとともに、様々な表し方を工夫し、造形的な能力を高めるようにする。 (3) 親しみのある作品などから、よさや美しさを感じ取るとともに、それらを大切にするようにする。</p> |
| | <p>(1) 材料や場所などの特徴を基に造形遊びをする活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 材料や場所などの特徴を基に発想し想像力を働かせてつくこと。 イ 材料や場所などに進んでかわり合い、それらを基に構成したり周囲の様子を考え合わせたりしながらつくこと。 ウ 前学年までの材料や用具などについての経験や技能を総合的に生かしてつくこと。</p> |
| | <p>(2) 感じたこと、想像したこと、見たこと、伝えたいことを絵や立体、工作に表す活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 感じたこと、想像したこと、見たこと、伝えたいことから、表したいことを見付けて表すこと。 イ 形や色、材料の特徴や構成の美しさなどの感じ、用途などを考えながら、表し方を構想して表すこと。 ウ 表したいことに合わせて、材料や用具の特徴を生かして使うとともに、表現に適した方法などを組み合わせて表すこと。</p> |
| | <p>(1) 親しみのある作品などを鑑賞する活動を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 自分たちの作品、我が国や諸外国の親しみのある美術作品、暮らしの中の作品などを鑑賞して、よさや美しさを感じ取ること。 イ 感じたことや思ったことを話したり、友人と話合ったりするなどして、表し方の変化、表現の意図や特徴などをとらえること。</p> |
| | <p>(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。</p> <p>ア 自分の感覚や活動を通して、形や色、動きや奥行きなどの造形的な特徴をとらえること。 イ 形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。</p> |

- 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - 第2の各学年の内容の「共通事項」は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。
 - 第2の各学年の内容の「A表現」の(2)の指導に相当する授業時数については、工作に表すことの内容に相当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に相当する授業時数とおよそ等しくなるように計画すること。
 - 第2の各学年の内容の「B鑑賞」の指導については、「A表現」との関連を図るようにすること。ただし、指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること。
 - 第2の各学年の内容の「A表現」の指導については、適宜共同してつくりだす活動を取り上げるようにすること。
 - 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における表現に関する内容などとの関連を考慮すること。
 - 第1章総則の第1の2及び第3章道德の第1に示す道德教育の目標に基づき、道德の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道德の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。
- 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 - 個々の児童が特性を生かした活動ができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにすること。
 - 各学年の「A表現」の(2)については、児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようにすること。
 - 材料や用具については、次のとおり取り扱うこととし、必要に応じて、当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。
 - 第1学年及び第2学年においては、土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いることとし、児童がこれらに十分に慣れることができるようにすること。
 - 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘、水彩絵の具、小刀、使いやすいくぎり、金づちなどを用いることとし、児童がこれらを適切に扱うことができるようにすること。
 - 第5学年及び第6学年においては、針金、糸のくぎりなどを用いることとし、児童が表現方法に応じてこれらを活用できるようにすること。
 - 事故防止に留意すること。
 - 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。
- 校内の適切な場所に作品を展示するなどし、平素の学校生活においてそれを鑑賞できるよう配慮するものとする。

■中学校学習指導要領 第2章 第6節 美術〈平成20年3月28日告示〉

第1 目標

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、美術の創造活動の喜びを味わい美術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、美術の基礎的な能力を伸ばし、美術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。

第2 各学年の目標及び内容

| | | [第1学年] |
|-------------|-------------|---|
| 1 目 標 | | (1) 楽しく美術の活動に取り組み美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を創造していく意欲と態度を育てる。 (2) 対象を見つめ感じ取る力や想像力を高め、豊かに発想し構想する能力や形や色彩などによる表現の技能を身に付け、意図に応じて創意工夫し美しく表現する能力を育てる。 (3) 自然の造形や美術作品などについての基礎的な理解や見方を広げ、美術文化に対する関心を高め、よさや美しさなどを味わう鑑賞の能力を育てる。 |
| | A 表 現 | (1) 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する。 ア 対象を見つめ感じ取った形や色彩の特徴や美しさ、想像したことなどを基に主題を生み出すこと。 イ 主題などを基に、全体と部分との関係などを考えて創造的な構成を工夫し、心豊かに表現する構想を練ること。 |
| 2 内 容 | | (2) 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する。 ア 目的や条件などを基に、美的感覚を働かせて、構成や装飾を考え、表現の構想を練ること。 イ 他者の立場に立って、伝えたい内容について分かりやすさや美しさなどを考え、表現の構想を練ること。 ウ 用途や機能、使用する者の気持ち、材料などから美しさなどを考え、表現の構想を練ること。 |
| | B 鑑 賞 | (3) 発想や構想をしたことなどを基に表現する活動を通して、技能に関する次の事項を指導する。 ア 形や色彩などの表し方を身に付け、意図に応じて材料や用具の生かし方などを考え、創意工夫して表現すること。 イ 材料や用具の特性などから制作の順序などを考えながら、見通しをもって表現すること。 |
| 共通 事項 | | (1) 美術作品などのよさや美しさを感じ取り味わう活動を通して、鑑賞に関する次の事項を指導する。 ア 造形的なよさや美しさ、作者の心情や意図と表現の工夫、美と機能性の調和、生活における美術の働きなどを感じ取り、作品などに対する思いや考えを説明し合うなどして、対象の見方や感じ方を広げること。 イ 身近な地域や日本及び諸外国の美術の文化遺産などを鑑賞し、そのよさや美しさなどを感じ取り、美術文化に対する関心を高めること。 |
| | | (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。 ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらがもたらす感情を理解すること。 イ 形や色彩の特徴などを基に、対象のイメージをとらえること。 |

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

| |
|---|
| <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図るようにすること。</p> <p>(2) 第2の各学年の内容の「共通事項」は表現及び鑑賞に関する能力を育成する上で共通に必要なものであり、表現及び鑑賞の各活動において十分な指導が行われるよう工夫すること。</p> <p>(3) 第2の各学年の内容の「A表現」については、(1)及び(2)と、(3)は原則として関連付けて行い、(1)及び(2)のそれぞれにおいて描く活動とつくる活動のいずれも経験させるようにすること。その際、第2学年及び第3学年の各学年においては、(1)及び(2)それぞれにおいて、描く活動とつくる活動のいずれかを選択して扱うことができることとし、2学年間を通して描く活動とつくる活動が調和的に行えるようにすること。</p> <p>(4) 第2の内容の「B鑑賞」の指導については、各学年とも適切かつ十分な授業時数を確保すること。</p> <p>(5) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、美術科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2 第2の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 各学年の「A表現」の指導に当たっては、生徒の学習経験や能力、発達特性等の実態を踏まえ、生徒が自分の表現意図に合う表現形式や技法、材料などを選択し創意工夫して表現できるように、次の事項に配慮すること。</p> |
|---|

| | | [第2学年及び第3学年] |
|-------------|-------------|---|
| 1 目 標 | | (1) 主体的に美術の活動に取り組み美術を愛好する心情を深め、心豊かな生活を創造していく意欲と態度を高める。 (2) 対象を深く見つめ感じ取る力や想像力を一層高め、独創的・総合的な見方や考え方を培い、豊かに発想し構想する能力や自分の表現方法を創意工夫し、創造的に表現する能力を伸ばす。 (3) 自然の造形、美術作品や文化遺産などについての理解や見方を深め、心豊かに生きることと美術とのかかわりに関心をもち、よさや美しさなどを味わう鑑賞の能力を高める。 |
| | A 表 現 | (1) 感じ取ったことや考えたことなどを基に、絵や彫刻などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する。 ア 対象を深く見つめ感じ取ったこと、考えたこと、夢、想像や感情などの心の世界などを基に、主題を生み出すこと。 イ 主題などを基に想像力を働かせ、単純化や省略、強調、材料の組合せなどを考え、創造的な構成を工夫し、心豊かな表現の構想を練ること。 |
| 2 内 容 | | (2) 伝える、使うなどの目的や機能を考え、デザインや工芸などに表現する活動を通して、発想や構想に関する次の事項を指導する。 ア 目的や条件などを基に、美的感覚を働かせて形や色彩、図柄、材料、光などの組合せを簡潔にしたり総合化したりするなどして構成や装飾を考え、表現の構想を練ること。 イ 伝えたい内容を多くの人々に伝えるために、形や色彩などの効果を生かして分かりやすさや美しさなどを考え、表現の構想を練ること。 ウ 使用する者の気持ちや機能、夢や想像、造形的な美しさなどを総合的に考え、表現の構想を練ること。 |
| | B 鑑 賞 | (3) 発想や構想をしたことなどを基に表現する活動を通して、技能に関する次の事項を指導する。 ア 材料や用具の特性を生かし、自分の表現意図に合う新たな表現方法を工夫するなどして創造的に表現すること。 イ 材料や用具、表現方法の特性などから制作の順序などを総合的に考えながら、見通しをもって表現すること。 |
| 共通 事項 | | (1) 美術作品などのよさや美しさを感じ取り味わう活動を通して、鑑賞に関する次の事項を指導する。 ア 造形的なよさや美しさ、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫、目的や機能との調和のとれた洗練された美しさなどを感じ取り見方を深め、作品などに対する自分の価値意識をもって批評し合うなどして、美意識を高め幅広く味わうこと。 イ 美術作品などに取り入れられている自然のよさや、自然や身近な環境の中に見られる造形的な美しさなどを感じ取り、安らぎや自然との共生などの視点から、生活を美しく豊かにする美術の働きについて理解すること。 ウ 日本の美術の概括的な変遷や作品の特質を調べたり、それらの作品を鑑賞したりして、日本の美術や伝統と文化に対する理解と愛情を深めるとともに、諸外国の美術や文化との相違と共通性に気付き、それぞれのよさや美しさなどを味わい、美術を通した国際理解を深め、美術文化の継承と創造への関心を高めること。 |
| | | (1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を指導する。 ア 形や色彩、材料、光などの性質や、それらがもたらす感情を理解すること。 イ 形や色彩の特徴などを基に、対象のイメージをとらえること。 |

| |
|---|
| <p>ア 見る力や感じ取る力、考える力、描く力などを育成するために、スケッチの学習を効果的に取り入れるようにすること。</p> <p>イ 美術の表現の可能性を広げるために、写真・ビデオ・コンピュータ等の映像メディアの積極的な活用を図るようにすること。</p> <p>ウ 日本及び諸外国の作品の独特な表現形式、漫画やイラストレーション、図などの多様な表現方法を活用できるようにすること。</p> <p>エ 表現の材料や題材などについては、地域の身近なものや伝統的なものも取り上げるようにすること。</p> <p>(2) 各学年の「B鑑賞」の題材については、日本及び諸外国の児童生徒の作品、アジアの文化遺産についても取り上げるとともに、美術館・博物館等の施設や文化財などを積極的に活用するようにすること。</p> <p>(3) 主題を生み出すことから表現の確認及び完成に至る全過程を通して、生徒が夢と目標をもち、自分のよさを発見し喜びをもって自己実現を果たしていく態度の形成を図るようにすること。</p> <p>(4) 互いの個性を生かし合い協力して創造する喜びを味わわせるため、適切な機会を選び共同で行う創造活動を経験させること。また、各表現の完成段階で作品を発表し合い、互いの表現のよさや個性などを認め尊重し合う活動をするようにすること。</p> <p>(5) 美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の創造物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。</p> <p>3 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。</p> <p>4 生徒が随時鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料などの活用を図るものとする。</p> |
|---|

子どもの椅子

FROM

愛知県豊田市立堤小学校
八木 淳子



カラペ(色薄紙)で遊んだら…

本市の教職員美術展でカラペ(色薄紙)を使ったワークショップを行い、大きなビニル袋10個以上のカラペの山が残った。それを何とかリユースできないかと考え、自校の特別支援学級で造形遊びをすることにした。

特別支援学級の10人は純粋で個性あふれる子たちである。

興味がないことにはなかなか活動しないが、カラフルで手触りのよい多量のカラペを目の前にした時にどんな遊びをするのか、この造形遊びが10人の心を動かすことができるのかどうかを知りたかった。

動機が多少不純ではあるが、子どもたちはきっと楽しんでく

れると思い、特別支援学級の先生に1時間をいただいた。

カラペの山を前にして、カメの大すきなよし君は緑色を真っ先に取り、ワニガメをつくった。「ガオーッ! かみついちやうぞ。」と、いろいろな人にかかわっていく。しっぽを伸ばしたり、牙をつくったりして、1枚の紙からさまざまな見立てをしていた。この紙はしわくちゃにするといろいろな立体をつくることのできる。よし君はよほど気に入ったらしく、下校の時もずっとこのワニガメを持っていた。

あいちゃんは花の形を見つけ出し(ワークショップでは参加者に花をつくってもらった)、自分を飾ってお姫様になった。大

きな花を頭にもスカートにもつけて大得意である。お姫様は女の子のあこがれであり、本能を満たされる喜びがあるのだろう。のり君は小さくちぎって投げる遊びが気に入った。色とりどりの紙を空中に投げると、本当にきれいだ。

一番のわんぱく坊主のてっちゃん、カラペの山に埋められてしばらく静かにしていた。カラペの中は温かくて安心できる空間なのだろう。

活動の頃合いを見計らって、大きな透明のビニル袋をいくつか出した。「この中にぼいぼい入れようよ。」という私の呼びかけに、今まで興味を示さなかっためぐみちゃんが反応して4~5

枚を入れた。
みんなでカラペを残らずビニルに入れて口をしぼると、ボールができる(これをやると片付けが楽になる。またまた不純な私!)

このボールはふわふわしててつかみやすく、運動の苦手な子どもでも楽に受け取って投げることができる。しかもきれいだ。

最後はこのボールで投げ合いをし、汗をかいたところで授業を終えた。

図工は「豊かな情操を養う」教科である。手や体全体の感覚を働かせ、生き生きと自己表現することで脳を鍛えることができると考える。特別支援学級の子どもたちからは図工の原点を



教えてもらったような気がする。

この時以来、あいちゃんが満面の笑みで私に手を振ってくれるようになった。「また一緒に図工をしようね。」

(子どもたちの名前は仮名)
(やぎ じゅんこ)

図工室

美術室

高学年の子どもたちが、構想から制作に至るまで意欲を持続して取り組めるには、「自分がやりたいこと」という強い意識を持てる題材であることが大切だ。

「この弁当箱に、自分が食べたいものをいっぱい詰めてね。ただし、材料はこの紙粘土です。」

子どもたちはフィギュアが大好き。誰もがストラップや消しゴムの一つや二つは持っている。

自分が食べたい理想の料理を本物そっくりにつくって弁当箱に詰め、びっくりさせてやろう!という提案は彼らの遊び心をくすぐり、創作意欲を後押ししてくれたようだ。

いつも弁当に入れてもらう好物や食べたかった高級食材などがワークシートを埋めていく。時には料理本や広告チラシを参考に、献立や手順など楽しそうに計画を立てていった。

楽しく取り組めた「私のスペシャルお弁当」

山田 小夜子(奈良県奈良市立飛鳥小学校)



粘土工作は土素材に経験の少ない子どもたちにとっては表現力の差が大きくなり、苦手意識を持ってしまふことが多いが、この弁当づくりでは、つくる料理の大きさ、形、色、質感などを実物に近づけるその意識や追求力は写実絵画の表現に近いものがあり、今までの経験や既習の技能を生かし、気負いなく取り組めた。

材料を使って表現する作品は、思いつかなかつたり見つからなか



つたりと、材料集めの段階で早くも大きな差が出てくるが、高学年では、ものがないことよりも、ありすぎるもののほうが、工夫の妨げになってしまう。

ここでは「見立て」で料理を表現するのではなく、紙粘土と水彩絵の具とニスで質感や触感、みずみずしさなど、マチエールの工夫を誇らしげに披露する姿を多く目

にすることができた。
(やまだ さよこ)

大隅半島の絵の町で

濱崎 浩自(鹿児島県曾於市立大隅中学校)

大隅中学校は3年前に4校が統合された中学校です。大隅半島は本当に自然の多い地域で、子どもたちも素朴です。

曾於市内には吉井淳二さんを輩出した末吉町があり、毎年、記念洋画展があります。子どもたちも出品し、絵の町として発展してきました。

その大隅中学校で昨年、学力向上拠点校(文部科学省指定)の研究公開が行われました。美術科としての取り組みはピクトグラムの作成と学校サイン化計画の実施でした。「スリッパを並べる、身だしなみを整える、チャイム着席」という三つの内容をピクトグラムにすることから始めました。このマー

クだけで生徒が変わることはありません。そこに生身の声による指導があつてこそ、このマークも生きてきます。

地域の美育協会があります。地域の小・中学校の先生が交流するにも、授業を割いて集まるのは大変です。地区巡回展も以前にあったということですが、時数的なことや小規模校の負担があり、現在はありません。交流のために夏休みに宮崎から講師を招いての実技講習会ができました。来年度に向けて再び交流ができるように計画を立てていきたいところです。

評価については、もう少し考え方を深めたいところです。独りよがりな評価をしていたようで、他



教科の先生からのご指摘を受けて、評価方法をだいぶ改善することができました。

教員として15年目を終えようとしています。まだまだ勉強不足なところを感じる次第です。

(はまさき こうじ)

浦安の地域アート

千葉県浦安市立日の出小学校 今井 弘

「地域のアート」として、浦安における取り組みの中で二つの事例を紹介いたします。

1. 事例①「子どもアートギャラリー」

京葉線新浦安駅前に複合施設「マール」がオープンしてこの4月で丸2年になります。この施設は浦安市がPFI手法を導入し、建設・維持運営しているものです。施設の中には行政サービスセンター、保育所、国際センター、在宅介護センターなどが入っているのですが、この施設の計画段階において浦安市教育委員会は、子どもたちの作品を展示するためのギャラリーの設置を強く希望し、これを実現させたと聞きます。

6階建ての2階廊下部分に展示板・展示ケースを設置し、スポットライトも備えた本格的なギャラリーとなりました。市立幼稚園、小・中学校を近隣校の組み合わせで割り振った展示計画に基づき、搬入・搬出が行われます。

教師にとってこのギャラリーは、各学校・幼稚園で行われている造形活動の情報交換の場であるとともに、図工・美術の授業内容を広く市民に知ってもらう機会ともなっています。出品した子が家族や親戚の人に、誇らしげに自分の作品を解説するほほえましい光景もよく見られます。

表現と鑑賞は表裏一体のものであり、子どもたちは他の学校の作品を数多く鑑賞することにより、発想や表現方法などを自分の作品に生かしていく



ことができることでしょうか。

「子どもアートギャラリー」は市教育委員会が管理しているとは言っても、言うまでもなく現場の幼稚園・小学校・中学校の先生方の図工・美術教育に対する理解・協力なしでは成り立たない取り組みです。そして図工・美術教育の重要性を認識し、複合施設の中にギャラリーを設けることを押し進めた市教育委員会の姿勢を高く評価したいと思います。

2. 事例②「ロード・アート」

元町地区にあるフラワー通りは、昭和初期の浦安を舞台とした山本周五郎の名作「青べか物語」で知られる境川に沿った250mほどの通りです。車1台がやっと通れるほどですが、かつてはこの地区一番の繁華街で、荷馬車が行き交い、映画館や演芸場があったそうです。

フラワー通りの活性化と子どもたちと地域のふれあいを目的とし、浦安市立南小学校がこの通りにある側溝の約400枚のふたに児童が思い思いの絵を描く「ロード・アート」の取り組みをして、平成12年から数えてすでに8回目となりました。

当日は側溝の前に新聞紙を敷き、受け持った側溝のふたをキャンバスがわりにして、子どもたちは気持ちをこめて花などを描いていました。また導入では、フラワー通りの由来や歴史などを学習するなど、十分に個の思いを広げ、深める時間が確保されているとのことでした。

この活動には教師だけでなく、PTA・商店会・交通安全協会などの協力を得ているとのこと。お店の前のふ



たに子どもたちと一緒に描くご主人がいたり、近くのお家に水やトイレを貸してもらったりと、まさに地域とのふれあいの中で制作されたものです。この活動により、地区の活性化はもとより、日常に変化をもたらし、人々の新たな交流が生まれてきました。

3. おわりに

造形活動を地域に発信していく取り組みは全国各地でなされていると思います。2011年完全実施の新学習指導要領では、すべての教科においてコミュニケーション能力を育成することが謳われています。図工・美術科においても「形や色などによるコミュニケーションを通して、生活や社会と

豊かにかかわる態度」を育むことを掲げています。図工・美術科は「生きる力」を育むうえで最適な教科であると認識しています。

さらに、自分が生活している地域や社会と積極的にかかわることこそ「生きる力」の実践となるものであると考えます。もともと個の活動を主にこの教科にとって、育むべきコミュニケーション能力とはいったい何か、そしてどのようにしたらコミュニケーション能力を育ていけるのかを再考するとともに、教室や学校の中だけで完結する図工・美術から一歩外へ踏み出していく取り組みがますます必要となってくるのでしょうか。

(いまい ひろし)

造形ピックアップ

「つたえる」活動の充実を目指して

埼玉県加須市立加須小学校 栗城 敦志



地域の人々にとっては、児童の作品が「つたえる」ものは、見ていただけで優しい気持ちになり、会話が弾むものとなった。子どもたちにとっては、自分の作品が街のショーウィンドーに飾られることに誇りを持ち、作品を通して自分の思いが伝わることの楽しさを味わった瞬間であった。

◆校内の「つたえる」活動

このほかに校内では、給食タイムを利用して「つたえる」活動を実践してきた。自分の作品を見せ、自分の言葉で相手に伝えた。活動を通して、言葉で表す力(語彙)が広がるとともに、作品を見つめる力、よさを感じ取る力が高まってきた。

◆子どもギャラリートーク

今後は、「子どもギャラリートーク」を授業に取り入れ、「つたえる」活動を通して身につけた表現力を、「つたえる」ことで、さらに高めていきたい。(くりき あつし)

本校は、ジャンボこいのほりで有名な埼玉県加須市にある。学校教育目標「自分を生かして、みんなのために」、地域密着型教育を推進している。平成18年度から取り組む「児童の思考力や創造性を高める表現活動の研究」では、「つたえる」活動をその中核にすえて実践してきた。

子どもたちは「つたえる」ために、色や形、言葉など、さまざまな手段や方法を工夫する。また、友だちの「つたえる」姿から新たな発見をする。教師が意図を持って「つたえる」環境を創出することで、子どもたちの表現活動は高まる。その実践の一端を紹介する。

◆加須市まちかど美術館

地域の商店街と連携し、自分の思いを「つたえる」言葉とともに表現した全児童の立体・平面作品展を年3回実施した。作品は、店先や商工会館に展示した。全校の児童・保護者は、自分の作品が展示されている店先を探して街中をオリエンタリングした。

「これは賞に選ばれた作品ですか？」と尋ねる商店主。全児童の作品であることを伝えると、驚きと共感を呼んだ。店主たちは口々に「子どもたちの描いた絵はいいねえ。心が優しくなるよ。」「街路を歩くのが楽しみだ。」「いつも飾ってほしいな。」などと、久しぶりに街に活気が戻ってきたことに喜びの声を伝えてくれた。